

# 東京都高等学校体育連盟柔道専門部規約

## 第1章 名称及び本部所在地

(名称)

第1条 この部は東京都高等学校体育連盟柔道専門部（略称・都高体連柔道専門部）と称する。

(所在地)

第2条 この部の本部は専門部長もしくは委員長の所在校に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この部は東京都高等学校体育連盟規約に基づき、関係団体と提携し、高等学校における柔道の健全な発展を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 この部は第3条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 1、加盟各校との親睦及び関係諸団体との連携・融和
- 2、各種高等学校柔道大会の開催及び運営
- 3、高等学校柔道の強化振興に関する企画・研究・調査
- 4、高等学校柔道を通じての国際親善・交流
- 5、その他、目的達成に必要な事項

## 第3章 組織

(組織)

第5条 この部は東京都高等学校体育連盟の加盟校（全日制・男子・女子）柔道部を持って組織する。

(支部)

第6条 この部は、次の支部を置く（五十音順）

第1支部 足立・荒川・江戸川・葛飾・北・江東・墨田・台東・中央・文京の各区内の全日制

第2支部 大田・品川・渋谷・世田谷・千代田・港・目黒の各区内と島嶼全域の全日制

第3支部 板橋・新宿・杉並・豊島・中野・練馬の各区内と清瀬・小平・西東京・東久留米・東村山の各市内の全日制

第4支部 昭島・あきる野・稲城・青梅・奥多摩・国立・小金井・国分寺・狛江・立川・多摩・調布・八王子・羽村・東大和・日の出・日野・檜原・府中・福生・町田・瑞穂・三鷹・武蔵野・武蔵村山の各市内の全日制

(1条校以外の取り扱い)

東京都高等学校体育連盟の定める1条校以外の学校（朝鮮高級学校、各種学校等）の取り扱い。

イ、高体連への加盟は行わない。

ロ、高体連の認める大会への参加は認める。〔付帯条件有〕

（支部役員を選任及び役割）

第7条 支部長及び副支部長2名は各支部において選出し、部長が委嘱する。

支部長は支部を代表し、支部の運営を統括する。副支部長は支部長を補佐し、支部長事故あるときはその職務を代行する。

## 第4章 役員及び機関

（役員）

第8条 この専門部に次の①～⑩の役員を置く。

① 部長	1名
② 相談役	若干名
③ 委員長	1名
④ 副委員長	1名
⑤ 常任委員	若干名
⑥ 委員	加盟校柔道部責任教諭各校1名
⑦ 準委員	加盟校柔道部教諭各校3名以内
⑧ 生徒委員	加盟校柔道部生徒各校1名
⑨ 監事（監査部長・監査副部長）	2名
⑩ 書記（主任・副主任）	2名

第9条 必要あるときは名誉役員、顧問、参与その他の特別役員を置くことができる。

（役員任期）

第10条 役員任期は2年、生徒委員は1年とし再任を妨げない。任期中、役員交代ある場合、後任者の任期は前任者の残余期間とする。

（役員選任）

第11条 この部の役員は定める所に従って選任する。

- 1、専門部長は常任委員会で推薦し東京都高等学校体育連盟柔道専門部総会（以下、総会）において承認する。その後、東京都高等学校体育連盟理事会の承認を経て、東京都高等学校体育連盟会長が委嘱する。
- 2、名誉役員、顧問、参与等特別役員は、この部の正・副部長経験者、並びに全国高等学校体育連盟柔道部及び関東高等学校体育連盟柔道部の重要職にあるもの、または経験者で、常任委員会で推薦し、委員会の承認を経て、部長が委嘱する。
- 3、常任委員は各支部長、担当部長、担当副部長で構成し、専門部長が委嘱する。
- 4、委員は、各加盟校の柔道部責任教諭として登録されたもので、専門部長が委嘱する。

- 5、準委員は、各加盟校が柔道部指導者（教諭）として登録されたもので専門部長が委嘱する。ただし、1校あたり3名以内とする。
- 6、生徒委員は、各加盟校の柔道部代表生徒（1名）として登録されたもので専門部長が委嘱する。
- 7、監事は、監査部担当部長及び副部長がその任に当たる。専門部長が委嘱する。
- 8、書記は、総務担当部長が総務委員会の中から2名を推挙し、常任委員会の承認を経て専門部長が委嘱する。
- 9、名誉役員・顧問・その他は、常任委員会で推挙し、専門部長が委嘱する。

（役員の仕事）

第12条 この部の役員の仕事は次の通りとする。

- 1、専門部長は、この専門部を代表し会務を統括する。
- 2、委員長は、専門部長を補佐し、専門部長事故あるとき、または欠けたときは代行する。また、委員長は、常任委員会を代表して会務の執行に当たる。
- 3、常任委員は、委員長を補佐するとともに常任委員会を構成し、仕事を遂行する。
- 4、委員・生徒委員は、委員会を構成し、重要な会議を決議する。
- 5、準委員は、委員の代行者としての資格を有し、委員事故ある場合委任状なくして委員の代行者となれる。また、準委員は、この専門部の各担当部等の構成員となる資格を有する。
- 6、監事は、この専門部の会計監査にあたる。
- 7、書記は、この専門部の会議の書記として議事録の作成等の事務処理にあたる。書記2名は主任・副主任に分け、常に会議には主任がその任にあたる。副主任は主任を補佐し、主任事故ある場合はその代行者としてその任にあたる。主任は常任委員会の構成員とする。
- 8、名誉役員・顧問は、必要に応じて専門部長の諮問に応える。

## 第5章 会議

（会議の種類）

第13条 この部の会議は、総会及び常任委員会・担当部長会とする。

（総会）

第14条

- 1、総会はこの専門部の最高議決機関であって、本規約第8条に掲げる役員（準委員には議決権はない）をもって構成し、専門部長が招集する。総会は年1回定例会を開く。ただし、専門部長が必要と認めた場合は、常任委員会の議を経て臨時に総会を招集することができる。
- 2、常任委員会が必要と認めたとき、並びに総会総数の3分の1以上から会議の目的及び附議すべき事項を示して、総会召集の請求があったときは、専門部長は遅滞なくこれ

を招集しなければならない。

3、議長は、専門部長又はその指名したものがあたる。

4、総会附議事項

イ、この部の基本方針に関する事項

ロ、事業計画・報告に関する事項

ハ、収支予算・決算に関する事項

ニ、役員の選出・決定に関する事項

ホ、規約・規定の制定・改廃に関する事項

ヘ、その他必要と認める事項（常任委員会）

第15条

1、常任委員会は専門部長・相談役・委員長・副委員長・支部長・担当部長、副部長・監事・書記より構成し、年7回の定例会を開くことを原則とし、部長が招集する。緊急を要する場合は、常任委員会をもって総会に代わり審議・専決処理することができる。ただし、この常任委員会は専門部長が招集し、事後に総会の承認を得なければならない。

2、議長は委員長又はその指名したものがあたる。

3、常任委員会決議事項

イ、委員会の決議事項の執行に関する事項

ロ、委員会に附議すべき事項の審議・原案作成に関する事項

ハ、担当部会及び特別委員会の構成、並びに各担当部長、副部長・委員の選任に関する事項

ニ、その他必要と認める事項

（担当部長会）

担当部長で構成し、関係団体等に関する対外処理や必要ある懸案事項に関する常任委員会の素案作りをする。

（会議の成立条件）

第16条 この部の各会議（総会・常任委員会をさす。以下同じ）は、役員総数の過半数（委任状を含む）の出席者をもって成立し、議事は出席者（委任状を含む）の過半数をもって決する。可否同数のときは議長の決するところとする。

（議事録）

第17条 この部の会議において議事録を作成し、議長及び出席者の署名捺印のうえ、これを保存する。

## 第6章 加盟・登録及び除名

第18条 この部の加盟・登録及び除名については別に定めるところによる。

## 第7章 担当部会及び特別委員会

(担当及び特別委員会)

### 第19条

1、この部の運営・事務処理を円滑にするために、次の部及び特別委員会を置く。(担当部及び特別委員会の内容・任務等は別に掲げる)

- ① 総務部
- ② 競技部
- ③ 昇段審議部
- ④ 経理部

(以上4部が担当部会)

- ⑤ 監査部
- ⑥ 全国・関東渉外特別委員会
- ⑦ 安全対策特別委員会

(以上1部2委員会が特別委員会)

2、委員長が各担当部会を統括し、副委員長がこれを補佐する。委員長事故ある場合は、副委員長がその職務を代行する。

3、各担当部会に部長及び副部長若干名・部員12名以内を置きその選任は常任委員会でを行う。各担当部会は部長が招集し、当該事務を処理する。副部長は部長を補佐し、部長事故あるときは、これを代行する。

4、各担当部は、担当部長・副部長を補佐し、各担当部の会務を処理する。

5、各担当部の合同部会は委員長が招集し、当該の事務処理をする。

6、監査部は各支部の会計を監査することを任とし、部長は常任委員会で推挙されたものがあたる。

7、全国・関東渉外特別委員は、常任委員が推挙して全国高等学校体育連盟柔道部事務局員及び関東高等学校体育連盟柔道専門部書記になったもので、専門部長が委嘱する。また、委員が委員の中から常任委員会構成員1名を選出し、専門部長が委嘱する。

8、安全対策特別委員は、委員長及び担当部長が当たる。

## 第8章 会計

### 第20条

1、この部の経費は、東京都高等学校体育連盟の予算をもってあてる。

(平成23年度 加盟費7,500円)

2、この部の予算及び決算は、総会の議を経て東京都高等学校理事会の承認を得るものとする。

3、その他、会計処理については別に定める。

4、この部の会計年度は毎年4月1日に始まり次年3月31日に終わる。

## 第9章 附則

(規約改正)

### 第21条

- 1、この部の規約は総会の出席者（委任状を含む）の3分の2以上の承認によりこれを改正することができる。
- 2、本規約は平成4年4月1日より施行する。
  - ・ 平成10年3月 一部改正
  - ・ 平成12年3月 一部改正
  - ・ 平成14年3月 一部改正
  - ・ 平成16年3月 一部改正
  - ・ 平成19年3月 一部改正
  - ・ 平成23年3月 一部改正